

## 議案第33号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 1 取得する財産

小中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書

#### 2 取得の方法

随意契約による買入れ

#### 3 取得に要する金額

22,867,367円

#### 4 取得に係る相手方

佐倉市臼井32番地

株式会社コラム 代表取締役 半 谷 光 司

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五